

金融検査マニュアルの廃止とその影響について

令和元年 12 月 18 日付けで「金融検査マニュアル」が廃止されました。金融検査マニュアルは不良債権問題を解決するために 1999 年に導入されましたが、過去の貸し倒れ実績のみに依拠して引当を見積もる実務が定着し、担保・保証への過度な依存、貸出先の事業の理解・目利き力が低下するといった弊害も生じさせてしまいました。

今回の廃止に伴って、金融機関は財務内容に応じた融資先の債務者区分や貸し倒れに備えた引当金の算出に関する画一的なルールを見直して、現行の会計基準に沿って各金融機関が自らの融資方針や債務者の実態に踏まえて、引き当てを柔軟にできるようになります。しかしながら、画一的なルールに沿って実務を行ってきた金融機関側からすると「一定の目安がないと引き当ての判断が難しい」と感じているようです。

例えばですが、業績が好調でも人口減少が見込まれる地域での販売比率が高かったりする場合、将来リスクを見込んでより保守的に引き当てを積めるようになります。ただ、従来の考え方ですと債務者区分が下がりますが、新しい考え方では追加融資などの支援がしやすくなるといえます。

体力のある金融機関にとってはプラスなのかもしれませんが、そうでない金融機関にとってはどうなのでしょう。さらに金融再編が進む可能性も否定できません。今後は、金融庁を含めて審査の目利き力が問われるようになりますね。

なお、金融庁はマニュアルの廃止について「定着してきた過去の実績に基づく引当実務を否定するものではなく、各金融機関がより創意工夫を進めやすくすることが目的」と説明しています。

「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」について

令和元年 12 月に金融庁から「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)が公表されました。令和元年 9 月 10 日から令和元年 10 月 11 日にかけて意見募集(パブリックコメント)を行

った結果を踏まえて、必要な追記・修正を行って策定・公表されたものです。

パブリックコメントでは、特定の引当の見積方法の是非を問う意見が目立ちましたが、どのような見積方法が信用リスクをよりの確に引当に反映することができるかは、金融機関ごとに異なると考えられます。ただ、金融庁によりますと、「実務面での具体的な引当の見積方法を例示して欲しいとの要望があることを踏まえ、今後、業界団体、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとした実務レベルの協議の場を設置し、事例共有や意見交換を行った上で、新たな課題や事例等が明らかになった場合には、何らかの形で公表する予定」とのこと。

さて、本文書は、引当・償却について現状の実務を否定するものではないという前提の上、現在の債務者区分を出発点に、現行の会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信用リスクをよりの確に引当に反映するための見積りの道筋を示しています。本文書の概要は以下の通りです。

◎融資に関する検査・監督の基本的な考え方

金融庁は、金融機関の個性・特性に着目し、これに即した検査・監督を行っていく。対話、議論を重視していく。

◎融資に関する検査・監督の進め方

対話の際、思い込みや仮説の押し付けなどは行わないようにして、議論をしていく。

◎信用リスク情報の引き当てへの反映

将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくしていく。また、融資について、担保・保証に頼らず、将来 CF に基づく返済可能性にも着目して金融仲介機能を発揮しようとする金融機関の取組みを妨げない。

そして、引当金の見積りにあたっての基本的な考え方・見積りにあたっての視点などが記載されています。

とても専門的で難解な文書ですが、読んでみたい方は是非チャレンジしてみてください。

<金融庁 HP>

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/yuushidp/20191218.html>